

登録医・登録研修医の申請について

大阪市立総合医療センター
(総務部総務課 内線5011)

1. 制度について

他の病院に所属・勤務している医師で、当センターにおいて医療上の学問的及び技術的研鑽を目的として医療行為を行うことを希望する者に対し、病院として承認し受け入れる。

2. 受入要領

- ① 目的を限定し、目的外の医療行為は行なわず且つ影響を与えない。
- ② 院内における責任は指導医に属し、その指示に厳格に従う。
- ③ 無報酬とし、また日直および宿直には従事しない。
- ④ 所属する研修指定病院長からの依頼を受けること。(登録研修医)
- ⑤ 当院の臨床研修医のカリキュラムに影響を与えない範囲であること。(登録研修医)

3. 受入判断

総合医療センター医療専門職会議または、個別決裁において判断・決定する。

4. 受入期間

年度単位(毎年4月1日～翌年3月31日)とする。

また、継続時は再度申請を必要とする。

5. 申請書類

- ① 許可申請書(様式1) 当院診療部長の署名・押印が必要
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 所属長の依頼書(様式3-1)
・・・所属のない場合は、担当診療部長の推薦書(様式3-2)
- ④ 履歴書(写真要)
- ⑤ 医師免許証(写)
- ⑥ 保険医登録票(写)
- ⑦ 研修計画表(登録研修医のみ-様式4)

6. 提出先

許可希望日の3週間前までに総務部総務課まで提出のこと。

7. その他注意事項

- ① 登録許可を受けた者がその期間満了前に辞退する場合は、すみやかに総務部総務課まで届け出ること。
- ② 登録医の座席、PHS、メールボックスは、用意できませんのであらかじめご了承ください。